

宗像市総合スポーツセンター整備審議会委員名簿（案）

任期：平成26年9月1日～平成28年8月31日

区分	氏名	備考
知識経験を有する者	榊原 浩晃	福岡教育大学 保健体育講座 教授
	鈴木 佐代	福岡教育大学 家政教育講座 教授
	西岡 弘	西岡弘建築工房 代表 西日本工業大学 建築学科 客員教授
	梅田 保人	福岡県スポーツ振興センター 所長 (福岡県立科学情報センター内)
その他教育委員会が必要と認めるもの	田崎 克也	グローバルアリーナ 統括マネージャー
	佐々木 真理子	中央中学校主幹教諭
	大羽 さとみ	市民体育館利用者
市民代表	北村 章雄	公募

【事務局】

宗像市 市民協働・環境部 文化・スポーツ推進課

株式会社東畑建築事務所

○宗像市総合スポーツセンター整備審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市総合スポーツセンター整備審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民代表
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じて委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民協働・環境部文化・スポーツ推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。